

## 分解済量水器の売却に関する契約書（案）

1 売却物品 及び重量	分解済量水器 約 5,008 k g 他
2 金額	金 円 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円) (注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、業務委託料に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
3 受渡日	令和 8 年 3 月 19 日までの間
4 受渡場所	八尾市南本町九丁目 8 番 1 号
5 契約保証金	大阪広域水道企業団契約規程第 30 条 (5) の規定により免除

上記の業務について、売渡者（以下「甲」という。）と買受者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 大阪広域水道企業団 八尾水道センター  
所長 村田 法洋

印

乙

印

甲と乙は、次の条項及び仕様書の定めに従うものとする。

(総則)

第1条 甲は、乙に対し、売買契約書に掲げる物品を売渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(履行の延期)

第3条 乙は、天災その他やむを得ない事由によって、甲の指定した日に売買物品を引き取ることができないときは、その理由を付して遅滞なく延期する旨を甲に申し出なければならぬ。

(請求及び支払)

第4条 乙は、甲の発する請求書を受理したときは、その期限までに支払わなければならぬ。

(契約の解除)

第5条 乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 書面による甲の承諾を得ずに、第三者に債権債務を譲渡し、又は継承させたとき。
- (2) 正当な理由によらず、引取日に売買物品を引き取らないとき。
- (3) 売買物品の引き取りを放棄し、又は正当な理由によらずこれを中止したとき。
- (4) この契約の締結に必要な資格がないことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、この契約の目的を達することができない恐れがあるとき。
- (6) 大阪広域水道企業団暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）に違反したと認められたとき。
- (7) 正当な理由により、この契約の解除を申し出したとき。
- (8) 破産の宣告を受け、又はその資産、信用状態が著しく低下したとき。

2 乙は、前項第1号から第6号までの各号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、落札金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

3 甲は、都合によりこの契約を解除できる。この場合において、乙に損失を与えたときは、その損害を補償する。この場合における額は、甲と乙が協議して定める。

(法の遵守)

第6条 乙は金属等の運搬および処理に当たって関連法規を遵守、尊重するものとする。

(契約の変更)

第7条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。